



第5章 介護保険事業の展開

1 介護保険事業の現状

(1) 居宅サービスの利用状況

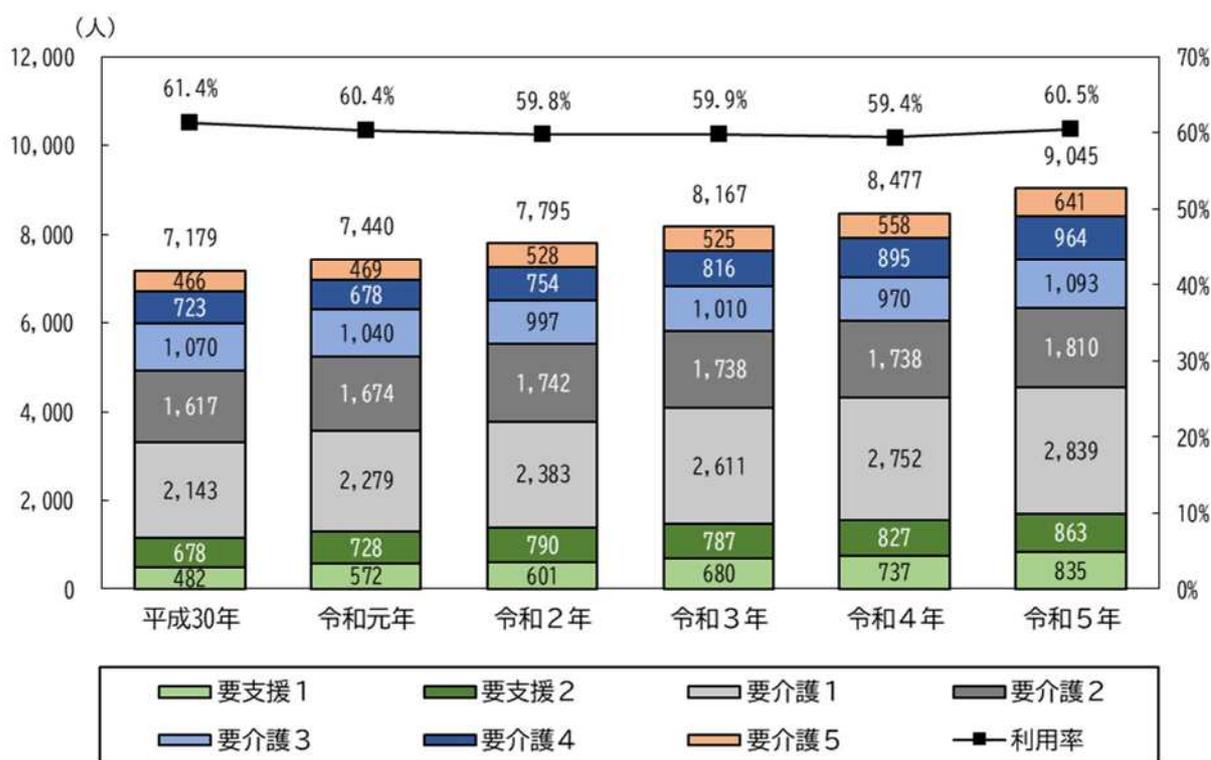
① サービス利用者数の推移

居宅サービス利用者数については、平成30年(7,179人)から令和5年(9,045人)にかけて増加しています。

要支援・要介護認定者数に占める居宅サービス利用者数の割合(利用率)については、平成30年から令和4年まで減少傾向でしたが、令和5年は前年を1.1ポイント上回り、60.5%となっています。

令和5年の居宅サービス利用者数を要介護度別にみると、要支援1、2の利用者が全体の18.8%、要介護1、2の利用者が全体の51.4%、要介護3から要介護5の利用者が全体の29.8%となっています。

居宅サービス利用者数の推移



※各年3月の利用者数

※利用率は各年3月末日時点の要支援・要介護認定者数に対する利用者数の割合

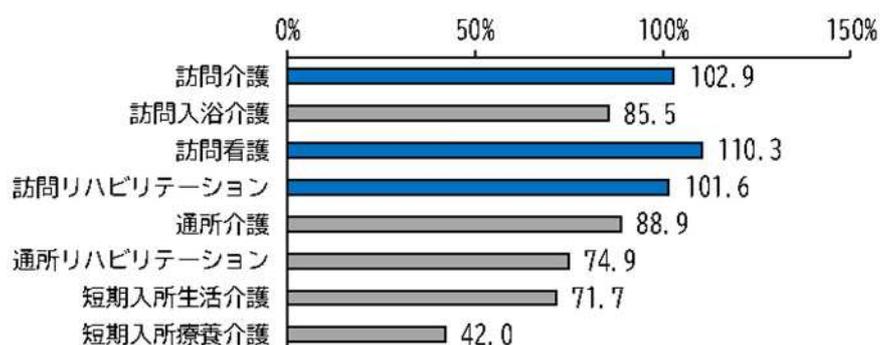
②第8期計画での見込みと実績の比較

第8期計画で見込んだ令和4年度のサービス見込量(介護給付)と同年度の利用実績を比較すると、次のとおりとなります。サービス見込量に対する実績値の割合は、訪問介護(利用回数102.9%、利用人数97.3%)はほぼ計画通りの実績となっているのに対し、訪問看護(利用回数110.3%、利用人数108.2%)、居宅療養管理指導の利用人数(104.0%)については、実績値がサービス見込量を上回っています。一方、通所リハビリテーション(利用回数74.9%、利用人数75.5%)、短期入所生活介護(利用日数71.7%、利用人数77.8%)、短期入所療養介護(利用日数42.0%、利用人数40.3%)については、実績値がサービス見込量を下回り、40%~70%台の数値にとどまっています。

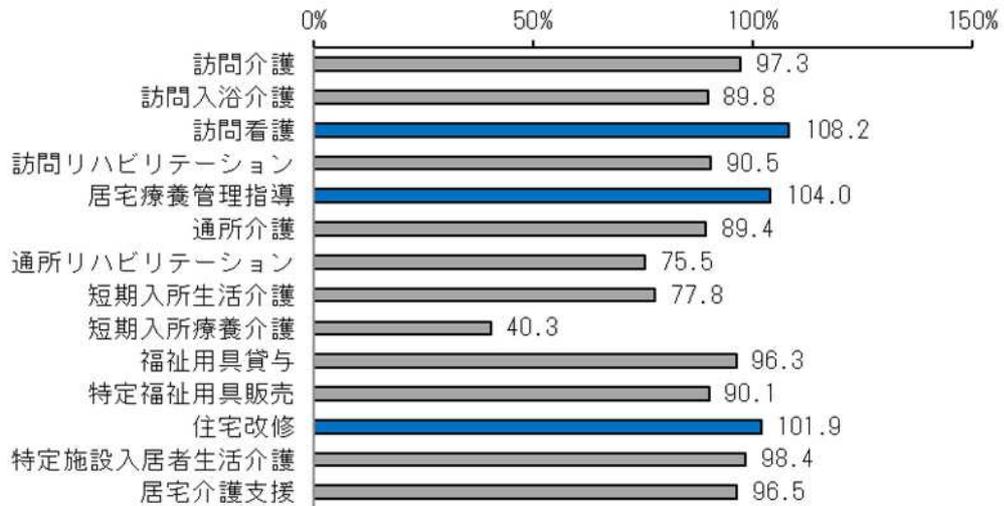
居宅サービス(介護給付)の見込みと実績の比較(令和4年度)

サービス名	利用回(日)数			利用人数		
	見込量(計画値)	実績値	割合	見込量(計画値)	実績値	割合
訪問介護	40,106回	41,284回	102.9%	1,642人	1,598人	97.3%
訪問入浴介護	1,058回	905回	85.5%	205人	184人	89.8%
訪問看護	9,398回	10,368回	110.3%	1,046人	1,132人	108.2%
訪問リハビリテーション	2,345回	2,383回	101.6%	210人	190人	90.5%
居宅療養管理指導				2,588人	2,691人	104.0%
通所介護	27,139回	24,118回	88.9%	2,500人	2,236人	89.4%
通所リハビリテーション	8,184回	6,130回	74.9%	1,006人	760人	75.5%
短期入所生活介護	7,818日	5,602日	71.7%	632人	492人	77.8%
短期入所療養介護	640日	269日	42.0%	77人	31人	40.3%
福祉用具貸与				4,118人	3,967人	96.3%
特定福祉用具販売				81人	73人	90.1%
住宅改修				52人	53人	101.9%
特定施設入居者生活介護				895人	881人	98.4%
居宅介護支援				5,890人	5,683人	96.5%

令和4年度の居宅サービス(介護給付)見込量に対する実績値の割合【利用回(日)数】



令和4年度の居宅サービス(介護給付)見込量に対する実績値の割合【利用人数】

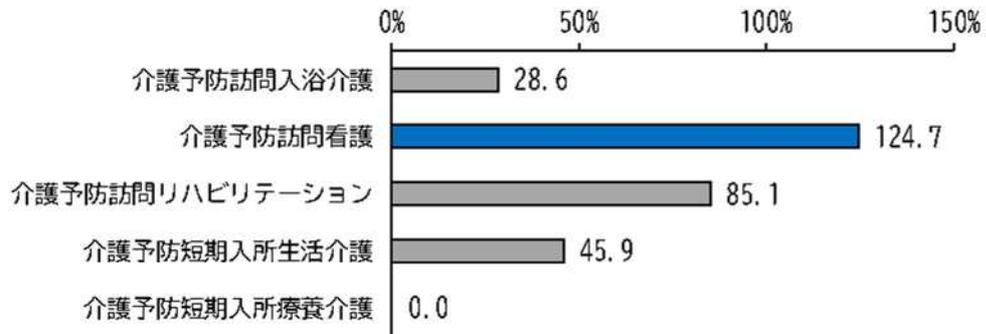


予防給付について令和4年度のサービス見込量と同年度の利用実績を比較すると、次のとおりとなります。サービス見込量に対する実績値の割合は、介護予防訪問看護(利用回数124.7%、利用人数126.2%)、介護予防居宅療養管理指導の利用人数(104.7%)、介護予防支援の利用人数(105.6%)については、実績値がサービス見込量を上回っています。一方、介護予防訪問入浴介護(利用回数28.6%、利用人数20.0%)、介護予防短期入所生活介護(利用日数45.9%、利用人数43.5%)では、実績値がサービス見込量を大きく下回っています。

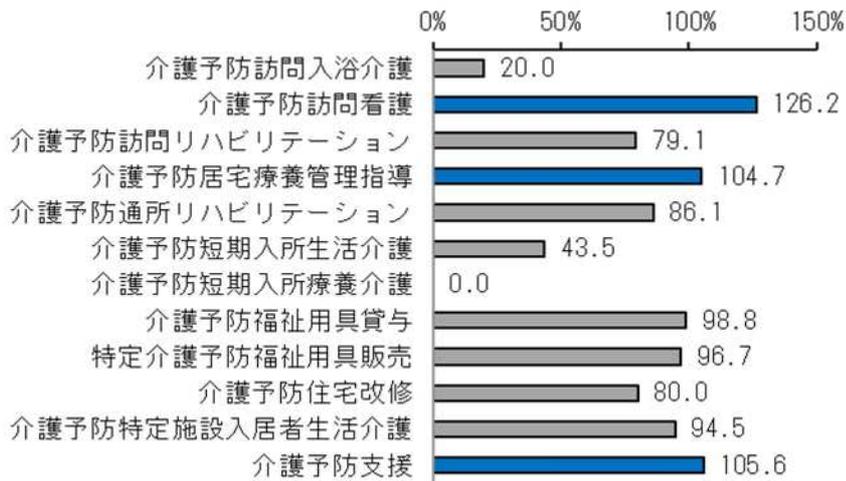
居宅サービス(予防給付)の見込みと実績の比較(令和4年度)

サービス名	利用回(日)数			利用人数		
	見込量(計画値)	実績値	割合	見込量(計画値)	実績値	割合
介護予防訪問入浴介護	14回	4回	28.6%	5人	1人	20.0%
介護予防訪問看護	892回	1,112回	124.7%	122人	154人	126.2%
介護予防訪問リハビリテーション	476回	405回	85.1%	43人	34人	79.1%
介護予防居宅療養管理指導				212人	222人	104.7%
介護予防通所リハビリテーション				403人	347人	86.1%
介護予防短期入所生活介護	146日	67日	45.9%	23人	10人	43.5%
介護予防短期入所療養介護	5日	0日	0.0%	3人	0人	0.0%
介護予防福祉用具貸与				1,123人	1,110人	98.8%
特定介護予防福祉用具販売				30人	29人	96.7%
介護予防住宅改修				45人	36人	80.0%
介護予防特定施設入居者生活介護				145人	137人	94.5%
介護予防支援				1,373人	1,450人	105.6%

令和4年度の居宅サービス(予防給付)見込量に対する実績値の割合【利用回(日)数】



令和4年度の居宅サービス(予防給付)見込量に対する実績値の割合【利用人数】



(2) 地域密着型サービスの利用状況

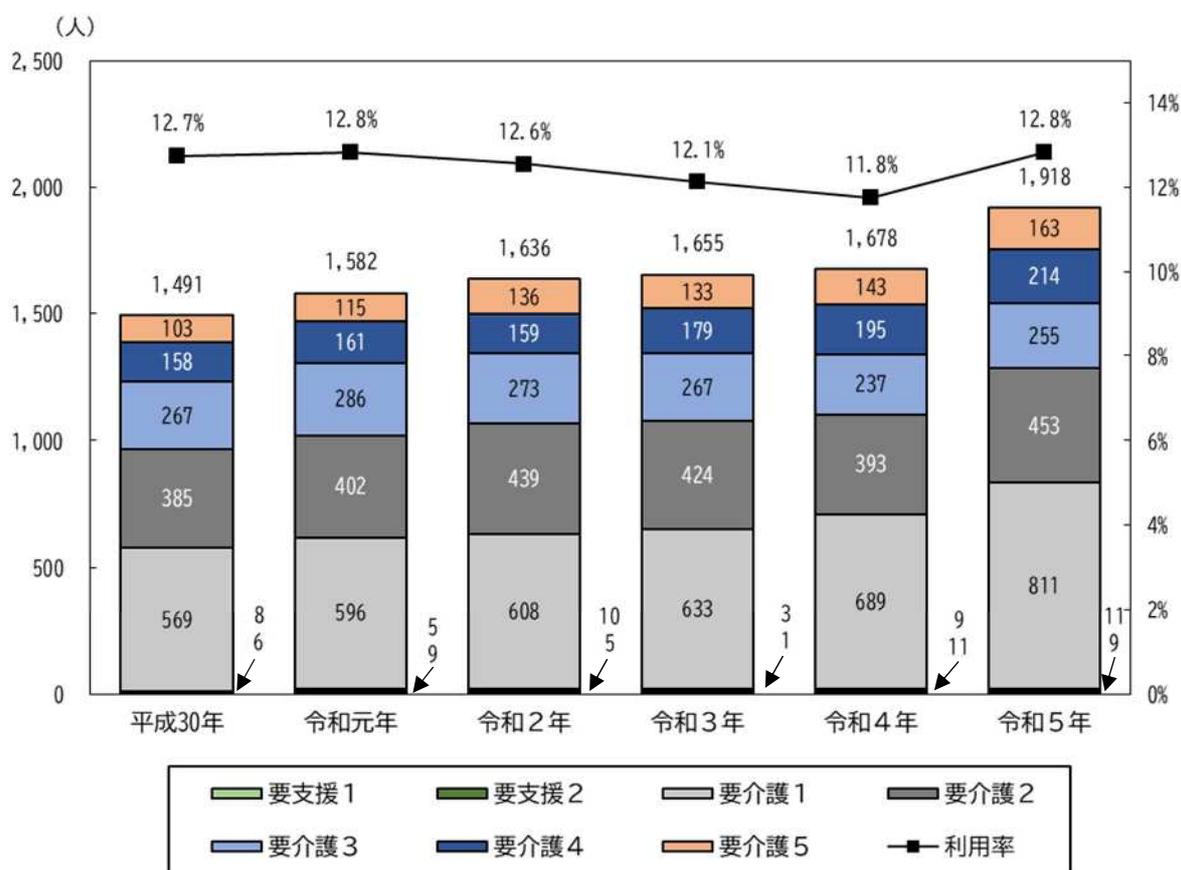
① サービス利用者数の推移

地域密着型サービス利用者数については、平成30年(1,491人)から年々増加傾向にあり、令和5年(1,918人)は前年比で大幅に増加しています。

要支援・要介護認定者数に占める地域密着型サービス利用者数の割合(利用率)については、令和4年までは横ばいから緩やかな減少傾向でしたが、令和5年は前年を1ポイント上回り、12.8%となっています。

令和5年の地域密着サービス利用者数を要介護別に見ると、要介護1から要介護5の利用者が大半を占めており、特に要介護1、2の利用者が全体の65.9%となっています。

地域密着型サービス利用者数の推移



※各年3月の利用者数

※利用率は各年3月末日時点の要支援・要介護認定者数に対する利用者数の割合

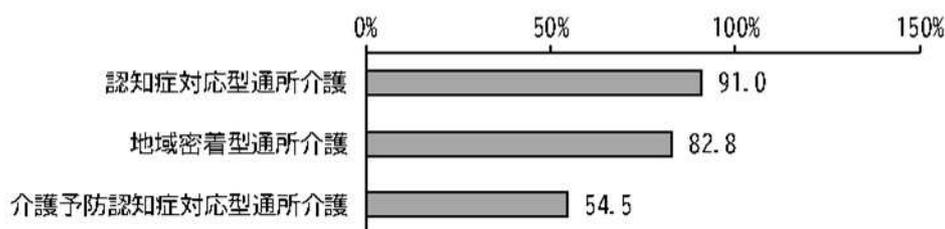
②第8期計画での見込みと実績の比較

第8期計画で見込んだ令和4年度のサービス見込量と同年度の利用実績を比較すると、次のとおりとなります。サービス見込量に対する実績値の割合は、認知症対応型共同生活介護の利用人数(98.9%)等でおおむね計画通りの実績となっているのに対し、介護予防認知症対応型通所介護(利用回数54.5%、利用人数50.0%)、介護予防小規模多機能型居宅介護の利用人数(65.2%)、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用人数(50.0%)については、実績値がサービス見込量を大きく下回っています。

地域密着型サービスの見込みと実績の比較(令和4年度)

サービス名	利用回数			利用人数		
	見込(計画値)	実績値	割合	見込(計画値)	実績値	割合
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				62人	43人	69.4%
認知症対応型通所介護	1,526回	1,388回	91.0%	151人	123人	81.5%
小規模多機能型居宅介護				182人	175人	96.2%
認知症対応型共同生活介護				363人	359人	98.9%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				118人	111人	94.1%
看護小規模多機能型居宅介護				26人	20人	76.9%
地域密着型通所介護	9,428回	7,805回	82.8%	1,033人	946人	91.6%
介護予防認知症対応型通所介護	33回	18回	54.5%	8人	4人	50.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護				23人	15人	65.2%
介護予防認知症対応型共同生活介護				2人	1人	50.0%

令和4年度の地域密着型サービス見込量に対する実績値の割合【利用回数】



令和4年度の地域密着型サービス見込量に対する実績値の割合【利用人数】



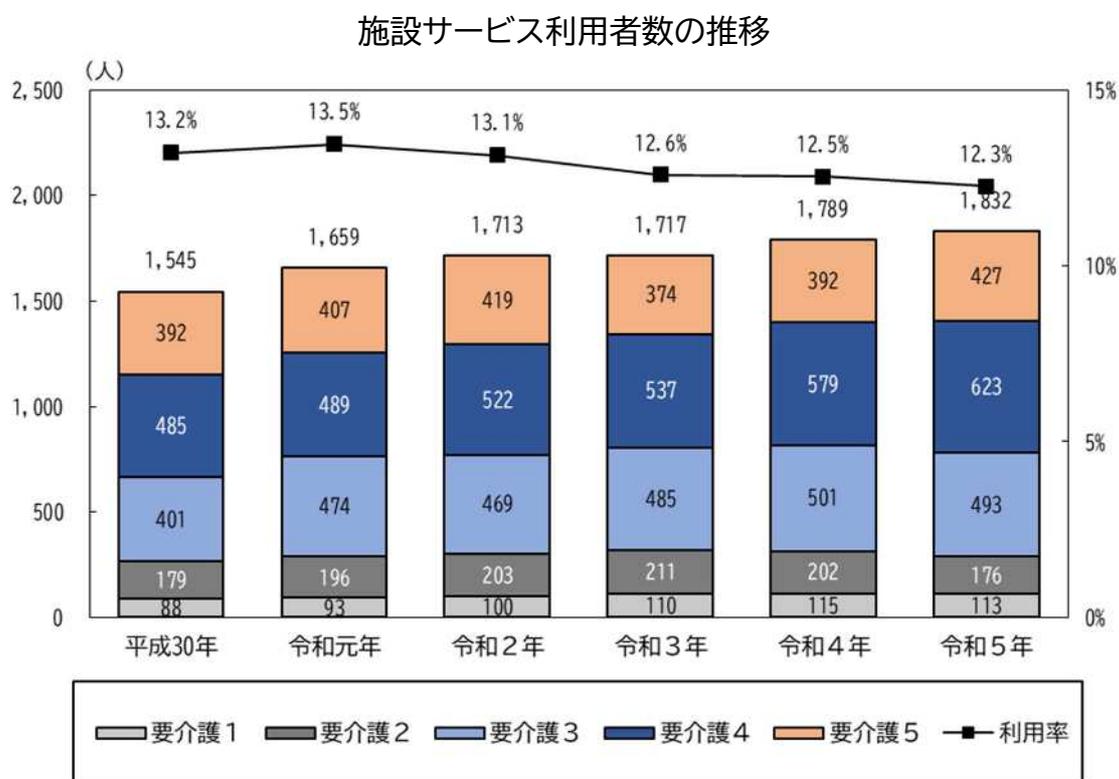
(3) 施設サービスの利用状況

① サービス利用者数の推移

施設サービス利用者数については、平成30年(1,545人)から令和5年(1,832人)にかけて増加しており、毎年2～7%程度増加しています。

要支援・要介護認定者数に占める施設サービス利用者数の割合(利用率)については、横ばいから減少傾向となっています。

令和5年の施設サービス利用者数を要介護度別にみると、要介護3から要介護5の利用者が全体の84.2%となっており、平成30年(82.7%)の割合を1.5ポイント上回っています。



※各年3月の利用者数

※利用率は各年3月末日時点の要支援・要介護認定者数に対する利用者数の割合

②第8期計画での見込みと実績の比較

第8期計画で見込んだ令和4年度のサービス見込量と同年度の利用実績を比較すると、次のとおりとなります。サービス見込量に対する実績値の割合は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設で90%台であるのに対し、介護療養型医療施設で211.1%、介護医療院で67.9%となっており、介護療養型医療施設から介護医療院等への移行(介護療養型医療施設は令和5年度末までに廃止)が見込みよりも進まなかったものと考えられます。

施設サービスの見込みと実績の比較(令和4年度)

サービス名	利用人数		
	見込量(計画値)	実績値	割合
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,200人	1,113人	92.8%
介護老人保健施設	705人	648人	91.9%
介護療養型医療施設	9人	19人	211.1%
介護医療院	53人	36人	67.9%

令和4年度の施設サービス見込量に対する実績値の割合【利用人数】



(4) 地域支援事業の状況

地域支援事業について、第8期計画で見込んだ令和3年度と令和4年度の費用額と実績値を比較すると、次のとおりとなります。

地域支援事業の費用額と実績値の比較

(単位:千円)

	令和3年度			令和4年度		
	第8期計画値	実績値	割合	第8期計画値	実績値	割合
介護予防・日常生活支援総合事業	609,970	569,775	93.4%	639,713	598,373	93.5%
包括的支援事業、任意事業	430,800	416,639	96.7%	437,093	423,136	96.8%
総額	1,040,770	986,414	94.8%	1,076,806	1,021,509	94.9%

【注】金額について、四捨五入の関係で合計と内訳の合計値が一致しない場合がある。

2 介護保険サービスの推計

(1) 被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計

第9期計画期間及び令和12年度(2030年度)・令和22年度(2040年度)における本市の総人口、被保険者数の推計は次のとおりです。

総人口は減少していく見込みであるのに対し、第1号被保険者数については、令和22年度に向けて増加していく見込みです。

第2号被保険者については、当面増加傾向が続くものの、長期的には減少していく見込みです。

総人口と被保険者数の推計

(単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(参考)	令和22年度(参考)
総人口	343,041	342,158	341,081	335,176	311,819
第1号被保険者	88,364	88,446	88,505	89,441	99,313
65歳から74歳	36,272	34,425	33,298	33,401	49,279
75歳以上	52,092	54,021	55,207	56,040	50,034
第2号被保険者	123,343	123,925	124,107	122,618	101,738

※各年度とも10月1日時点

第9期計画期間及び令和12年度(2030年度)・令和22年度(2040年度)における本市の要支援・要介護認定者数の推計は次のとおりです。

要支援・要介護認定者数の推計

(単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(参考)	令和22年度(参考)
要支援1	2,421	2,492	2,537	2,756	2,602
要支援2	2,028	2,093	2,141	2,373	2,292
要介護1	3,994	4,143	4,267	4,800	4,759
要介護2	2,651	2,753	2,848	3,240	3,388
要介護3	2,020	2,103	2,188	2,522	2,710
要介護4	1,855	1,932	2,019	2,340	2,580
要介護5	1,345	1,396	1,451	1,666	1,823
合計	16,314	16,912	17,451	19,697	20,154
認定率	18.5%	19.1%	19.7%	22.0%	20.3%

※各年度とも9月30日時点(要支援・要介護認定者には第2号被保険者を含む)

※認定率は、要支援・要介護認定者の第1号被保険者に占める割合

(2) 居宅サービスの利用見込み

今後の高齢化の進行に伴い、一人暮らし世帯、高齢者のみ世帯や日中独居状態の高齢者世帯等が増加していくことが見込まれます。そのため、居宅サービスについては、訪問介護や訪問看護等のサービス需要の増大が見込まれます。

介護サービスを必要とする高齢者が居宅サービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために必要なサービス量について、次のとおり見込みます。

①訪問介護

訪問介護は利用者数、利用回数ともに令和3年度から5年度にかけて増加しています。訪問介護は、在宅サービスの中心的なサービスであることから、引き続き利用が増加するものとして、必要なサービス量を見込みます。

なお、介護予防訪問介護については、第6期計画期間中に「地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)」に移行しています。

訪問介護の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
訪問介護	人数	1,543	1,598	1,656	1,817	1,915	2,012	2,292	2,487
	回数	37,587	41,284	42,935	46,519	49,745	53,284	61,722	69,582

②訪問入浴介護

訪問入浴介護は利用者数・利用回数ともに横ばいから微減傾向です。介護予防訪問入浴介護は、近年の利用実績が数人程度となっています。

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護ともに、第9期計画期間中は、在宅の高齢者の増加傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
訪問入浴介護	人数	182	184	163	212	229	253	320	373
	回数	916	905	814	1,042	1,149	1,290	1,634	1,909
介護予防 訪問入浴介護	人数	3	1	0	4	4	4	5	4
	回数	10	4	0	16	17	18	22	18

【注】各見込み数値は、令和3年度・令和4年度は実績、令和5年度以降は推計。なお、令和12年度、令和22年度は参考値であり、第10期計画以降の計画策定に反映されるものではない(以下同)。

③訪問看護

訪問看護・介護予防訪問看護ともに、利用者数・利用回数が令和3年度から5年度にかけて増加しています。

今後、医療と介護の連携を一層推進することにより、これらのサービスの需要の拡大が予想されます。

第9期計画期間は、引き続き利用が増加していくものとして、必要なサービス量を見込みます。

訪問看護、介護予防訪問看護の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
訪問看護	人数	1,030	1,132	1,268	1,364	1,426	1,505	1,818	1,992
	回数	9,426	10,368	11,446	12,309	12,866	13,593	16,497	18,205
介護予防訪問看護	人数	143	154	167	176	181	184	203	194
	回数	1,074	1,112	1,172	1,289	1,355	1,403	1,551	1,483

④訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは利用者数が微増し、利用回数が増加傾向ですが、介護予防訪問リハビリテーションは利用者数・利用回数ともにおおむね横ばいの傾向です。

今後、医療と介護の連携を一層推進することにより、これらのサービスの需要の拡大が予想されます。

第9期計画期間は、引き続き利用が増加していくものとして、必要なサービス量を見込みます。

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
訪問リハビリテーション	人数	182	190	216	232	240	249	301	329
	回数	2,197	2,383	2,720	3,064	3,221	3,387	4,078	4,427
介護予防訪問リハビリテーション	人数	39	34	38	44	46	46	52	49
	回数	430	405	450	573	612	627	710	675

⑤居宅療養管理指導

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の利用者数は、令和3年度から5年度にかけて増加しています。

今後、在宅療養の普及や終末期を自宅で迎える高齢者の増加等により、これらのサービスの需要の拡大が予想されます。

第9期計画期間は、引き続き利用が増加していくものとして、必要なサービス量を見込みます。

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅療養管理指導	人数	2,517	2,691	2,960	3,186	3,329	3,517	4,281	4,749
介護予防居宅療養管理指導	人数	204	222	223	231	238	242	266	253

⑥通所介護

通所介護は利用者数・利用回数ともに、令和3年度から5年度にかけて増加していますが、利用回数については、新型コロナウイルス感染症等を要因とする利用控えの影響が一部で見受けられます。

第9期計画期間中は在宅の高齢者数の増加を踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

なお、介護予防通所介護については、第6期計画期間中に「地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)」に移行しています。

通所介護の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
通所介護	人数	2,206	2,236	2,375	2,558	2,806	3,077	3,646	3,882
	回数	24,273	24,118	25,468	27,497	30,199	33,430	39,851	42,817

⑦通所リハビリテーション

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションともに、利用者数・利用回数が令和3年度から5年度までおおむね増加していますが、利用回数については令和4年度に微減しており、新型コロナウイルス感染症等が要因と推測されます。

第9期計画期間は、引き続き利用が増加していくものとして、必要なサービス量を見込みます。

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
通所リハビリテーション	人数	755	760	780	962	1,026	1,064	1,257	1,335
	回数	6,147	6,130	6,322	7,937	8,575	9,115	10,802	11,526
介護予防通所リハビリテーション	人数	320	347	370	404	416	424	466	445

⑧短期入所生活介護

短期入所生活介護は利用者数・利用日数が増加傾向であり、介護予防短期入所生活介護は利用者数・利用日数がおおむね横ばいから微増傾向です。令和4年度の一部で利用の減が見られますが、新型コロナウイルス感染症等が要因と推測されます。

これらのサービスは、病院を退院した後に在宅生活にスムーズに移行する際の利用や、在宅介護が長期間に及ぶ家族の負担軽減の上で有効なサービスです。

第9期計画期間中も同様の傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
短期入所生活介護	人数	453	492	530	576	678	785	952	1,049
	日数	5,346	5,602	5,751	6,101	7,323	8,661	10,572	11,754
介護予防短期入所生活介護	人数	11	10	16	17	22	25	27	26
	日数	80	67	120	115	153	177	190	184

⑨短期入所療養介護

短期入所療養介護は利用者数・利用日数がおおむね横ばいの傾向です。また、令和4年度の減少については新型コロナウイルス感染症等が要因と推測されます。

介護予防短期入所療養介護については、近年の利用実績がほとんどありません。

短期入所療養介護は、病院を退院した後に在宅生活にスムーズに移行する際の利用や、在宅介護が長期間に及ぶ家族の負担軽減の上で有効なサービスです。

第9期計画期間中も同様の傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
短期入所療養介護	人数	35	31	35	40	69	93	118	129
	日数	315	269	329	406	666	894	1,146	1,262
介護予防短期入所療養介護	人数	0	0	0	4	4	4	5	4
	日数	1	0	0	12	12	12	14	12

⑩特定施設入居者生活介護

令和3年度から5年度にかけて、特定施設入居者生活介護は利用者数が増加し、介護予防特定施設入居者生活介護は、おおむね横ばいとなっています。

今後も、市内での新たな特定施設入居者生活介護施設の整備を計画しており、このサービスを利用する高齢者の増加が予想されます。

第9期計画期間中も同様の傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
特定施設入居者生活介護	人数	869	881	965	1,054	1,153	1,233	1,233	1,233
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	128	137	115	126	137	147	147	147

⑪福祉用具貸与

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与ともに、利用者数が、令和3年度から5年度にかけて増加しています。

在宅の高齢者数の増加を踏まえ、第9期計画期間中も同様の傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
福祉用具貸与	人数	3,767	3,967	4,111	4,484	4,628	4,810	5,767	6,264
介護予防福祉用具貸与	人数	1,029	1,110	1,178	1,212	1,249	1,273	1,403	1,341

⑫特定福祉用具販売

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売ともに利用者数が微増・微減を繰り返しており、令和3年度から5年度にかけて、おおむね横ばいとなっています。

第9期計画期間中は、在宅の高齢者の増加傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
特定福祉用具販売	人数	71	73	71	84	93	100	118	129
特定介護予防福祉用具販売	人数	28	29	21	32	35	36	40	37

⑬住宅改修

住宅改修・介護予防住宅改修の利用者数は、令和3年度から5年度にかけて、おおむね横ばいとなっています。

第9期計画期間中も増加傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

住宅改修、介護予防住宅改修の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
住宅改修	人数	47	53	60	66	68	71	84	89
介護予防住宅改修	人数	36	36	35	37	38	39	43	40

⑭居宅介護支援、介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援ともに、利用者数が、令和3年度から5年度にかけて増加しています。

これらのサービスについては、今後の要支援・要介護認定者数の増加に伴い、利用者数の増加が予想されます。

第9期計画期間中も増加傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

居宅介護支援、介護予防支援の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅介護支援	人数	5,460	5,683	5,909	6,538	7,006	7,263	8,297	8,855
介護予防支援	人数	1,348	1,450	1,539	1,535	1,580	1,611	1,775	1,695

(3) 地域密着型サービスの利用見込み

地域密着型サービスは、高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、身近な地域で小規模な事業所によって提供されるサービスです。本市の地域密着型サービスを利用できるのは、原則として越谷市民のみです。

介護サービスを必要とする高齢者が、地域密着型サービスを利用しながら住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るため、次のとおり必要なサービス量を見込みます。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数は、令和3年度から5年度にかけて増加傾向を示しています。

このサービスは、定期的な巡回で、または随時通報を受けて要介護高齢者の自宅を訪問し、身体介護サービスを中心とした訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら行うサービスで、高齢者の在宅での生活継続を支援するとともに、高齢者を介護する家族にとって効果的なサービスといえ、第9期計画期間中については、需要が拡大するものとしてサービス量を見込みます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	44	43	54	70	90	95	96	100

②認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護の利用者数・利用回数は、令和3年度から5年度にかけて横ばいとなっています。また、介護予防認知症対応型通所介護は、近年の利用実績が数人程度となっています。

認知症対応型通所介護は、認知症高齢者の在宅生活を支える上で重要なサービスであり、直近の令和4年度から5年度にかけては利用実績が伸びています。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、第9期計画期間中には市内でのサービス事業所の整備の進展を想定し、利用者数・利用回数が増加傾向で推移するものとしてサービス量を見込みます。

認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
認知症対応型通所介護	人数	124	123	134	148	172	179	215	231
	回数	1,388	1,388	1,431	1,618	1,908	2,033	2,464	2,689
介護予防認知症対応型通所介護	人数	6	4	4	6	6	8	7	7
	回数	24	18	21	33	35	45	41	41

③小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護の利用者数は、令和3年度から5年度にかけて増加を続け、介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者数は、おおむね横ばいとなっています。

小規模多機能型居宅介護は、認知症高齢者を含めた多様な状態の高齢者の在宅生活を支える上で効果的なサービスであり、サービスの認知度の向上とともに、需要がさらに増大するものと予想されます。市内でのサービス事業所の整備の進展を想定し、必要なサービス量を見込みます。なお、介護予防小規模多機能型居宅介護についても、増加から横ばいの傾向を示すものと見込みます。

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
小規模多機能型居宅介護	人数	168	175	181	213	234	258	258	258
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	17	15	15	17	19	20	20	20

④認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護の利用者数は、令和3年度から5年度にかけて増加を続けています。介護予防認知症対応型共同生活介護については、近年の利用実績が数人程度となっています。

認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者が地域で暮らす上で重要なサービスであり、認知症高齢者の増加とともに今後も需要が増大するものと予想されます。市内でのサービス事業所の整備の進展を想定し、必要なサービス量を見込みます。

介護予防認知症対応型共同生活介護については、近年の利用実績を踏まえ、第9期計画期間中は最少値の見込み量を設定します。

認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
認知症対応型共同生活介護	人数	356	359	377	402	414	428	482	482
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	2	1	1	1	1	1	1	1

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者数は、令和3年度から4年度にかけて減少し、令和4年度から5年度にかけて増加となっています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームであり、利用者は越谷市民に限られます。身近な地域での施設入所に対する需要が一定程度あることを踏まえ、第9期計画期間中については横ばいとして、見込み量を設定します。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	117	111	116	118	118	118	118	118

⑥看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、「通い」・「泊まり」・「訪問看護」・「訪問介護」を組み合わせて提供するサービスであり、医療を必要とする比較的重度の要介護高齢者の在宅生活を支える上で効果的なサービスです。平成23年の介護保険法改正で創設されたサービスで、令和3年度から5年度にかけて、看護小規模多機能型居宅介護の利用は増加しつつあります。

第9期計画期間中に、サービス事業所の整備の進展を想定し、サービスの増加傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

看護小規模多機能型居宅介護の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
看護小規模多機能型居宅介護	人数	9	20	36	60	68	86	86	86

⑦地域密着型通所介護

地域密着型通所介護の利用者数、利用回数は令和3年度から5年度にかけて増加しています。

第9期計画期間中は、増加傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

地域密着型通所介護の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
地域密着型通所介護	人数	893	946	1,082	1,133	1,169	1,210	1,418	1,488
	回数	7,734	7,805	8,351	9,186	9,984	10,892	12,840	13,591

⑧その他地域密着型サービス

地域密着型サービスには、①～⑦で見込み量を設定した各サービスのほかに、夜間対応型訪問介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の2つのサービスがあります。

本市では、地域の状況や既存の他のサービスの整備状況等を踏まえ、これらのサービスについては、第9期計画ではサービス量を見込まないこととします。

(4) 施設サービスの利用見込み

施設サービスは、要介護認定者が介護保険施設に入所して受けるサービスであり、介護療養型医療施設が令和5年度末までに廃止され、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の3種があります。

現在、市内には複数の介護老人福祉施設、介護老人保健施設が整備されており、いずれも100%に近い利用状況で推移し、入所待機者も発生しています。待機者への対応は、新たな施設整備を計画するとともに、必要に応じて認知症対応型共同生活介護(グループホーム)や小規模多機能型居宅介護、居宅サービスの組み合わせによる支援も視野に入れて対応していきます。

本市の被保険者に関する介護老人福祉施設待機者数(実数)の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
待機者数	320人	450人	382人	310人	270人
上記の内、 要介護3以上	249人	373人	316人	251人	227人

※各年4月1日における埼玉県調べ。

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護老人福祉施設の利用者数は、令和3年度から5年度にかけて増加しています。

平成26年の介護保険法改正により、平成27年4月から介護老人福祉施設の新たな入所者は原則として「要介護3から要介護5の方」に限定されました。市内や周辺市等における新規施設整備の状況を考慮して、第9期計画期間中の見込み量を設定します。

介護老人福祉施設の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護老人福祉施設	人数	1,077	1,113	1,169	1,246	1,304	1,318	1,420	1,420

②介護老人保健施設

介護老人保健施設の利用者数は、令和3年度から5年度にかけて、増加を示しています。

第9期計画期間中については、周辺市における施設整備の状況を考慮して見込み量を設定します。

介護老人保健施設の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護老人保健施設	人数	622	648	661	701	722	744	744	744

③介護医療院

介護医療院は、平成29年の介護保険法改正によって創設されたサービスであり、施設において長期療養のための医療と、日常生活上の世話(介護)とを一体的に提供するものです。介護保険法に基づく介護保険施設であるとともに、医療法に基づく医療提供施設としての位置付けもなされています。

第9期計画期間中については、介護療養型医療施設の他施設への転換などに伴い、利用者が増加することを想定して、見込み量を設定します。

介護医療院の見込み

		第8期計画			第9期計画			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護医療院	人数	31	36	40	72	76	82	82	82

(5) サービス基盤の整備

①地域密着型サービスの基盤整備

本市では、既存の居宅サービスや施設サービスの利用状況、事業者の参入意向、日常生活圏域ごとの整備状況等を踏まえ、第9期計画期間中に、以下のとおり「地域密着型サービス」の基盤整備を目指します。

地域密着型サービスの整備状況(令和5年度末)

	事業所数	定員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	
小規模多機能型居宅介護	10	278
認知症対応型共同生活介護	24	411
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	118
看護小規模多機能型居宅介護	2	58

ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、第8期計画期間中に新たに1施設が開設されています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、地域包括ケアシステムを推進する上で効果的なサービスであり、市内における計画的な整備が必要であることから、第9期計画期間中に、1施設の整備を計画します。

イ) 小規模多機能型居宅介護

「小規模多機能型居宅介護」については、第8期計画期間中に新たに1施設が開設されています。

小規模多機能型居宅介護は、「通い(通所)」・「泊まり」・「訪問」を柔軟に組み合わせて利用できるものであり、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける上で効果的なサービスであるほか、高齢者を介護する家族を支えるものにもなります。

こうしたことも踏まえ、第9期計画期間中に、1施設の整備を計画します。

ウ) 認知症対応型共同生活介護

「認知症対応型共同生活介護」については、第8期計画期間中に新たに2施設が開設されています。

今後、高齢化の進行とともに認知症高齢者が増加することや、要介護1、2の認知症高齢者が介護老人福祉施設に原則として入所できないことによるニーズの増加を踏まえ、第9期計画期間中に、2施設の整備を計画します。

エ) 看護小規模多機能型居宅介護

「看護小規模多機能型居宅介護」については、第8期計画期間中に新たに1施設が開設されています。

今後、高齢化の進行とともに、在宅で医療を必要とする高齢者の増加が見込まれます。こうしたニーズの増加を踏まえて、第9期計画期間中に、1施設の整備を計画します。

地域密着型サービスの基盤整備

		令和5年度末 総整備数	第9期 計画期間	令和8年度末 総整備数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	4	1	5
小規模多機能型居宅介護	事業所数	10	1	11
	定員	278	29	307
認知症対応型共同生活介護	事業所数	24	2	26
	定員	411	36	447
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	2	1	3
	定員	58	29	87

※「整備」は、施設の完成予定年度を指しており、開設年度と異なる場合があります。

②施設サービス等の基盤整備

本市では、施設サービス等に対する高齢者のニーズ、施設整備に伴う介護保険財政への影響等を踏まえ、第9期計画期間中に、以下のとおり施設サービス等の基盤整備を目指します。

施設サービス等の整備状況(令和5年度末)

	事業所数	定員
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	14	1,287
介護老人保健施設	7	799
介護療養型医療施設	0	0
特定施設入居者生活介護施設	28	1,724

ア) 介護老人福祉施設

「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」は、令和6年3月時点で市内に14施設(1,287床)が整備されています。介護老人福祉施設については、全国的に入所希望者が多く、申し込みから入所までに相当の期間を要する状態が見られます。

本市は、高齢者が介護を要する状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で在宅サービスを利用しながら暮らし続けることを支援していますが、独居や重度の認知症であったり、介護する家族が相当の困難を抱えるなど、必ずしも在宅生活が最適とは言えない場合もあります。

こうしたことを踏まえ、第9期計画期間中に1施設の整備を計画します。

イ) 介護老人保健施設

「介護老人保健施設」は、専門職によるリハビリテーションを通して入所者が在宅生活に復帰することを目指す施設であり、令和6年3月時点で市内に7施設(799床)が整備されています。

第9期計画期間中における新規整備の計画はありませんが、引き続き利用ニーズの把握に努めます。

ウ) 特定施設入居者生活介護

「特定施設入居者生活介護」は、令和6年3月時点で市内に28施設(1,724床)が整備されています。高齢者が良好な住環境で過ごすことを支える観点から、第9期計画期間中に、100床の整備を計画します。

施設サービス等の基盤整備

		令和5年度末 総整備数	第9期 計画期間	令和8年度末 総整備数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	事業所数	14	2	16
	定員	1,287	200	1,487
介護老人保健施設	事業所数	7	—	7
	定員	799	—	799
特定施設入居者生活介護	事業所数	28	—	—
	定員	1,724	100	1,824

※「整備」は、施設の完成予定年度を指しており、開設年度と異なる場合があります。

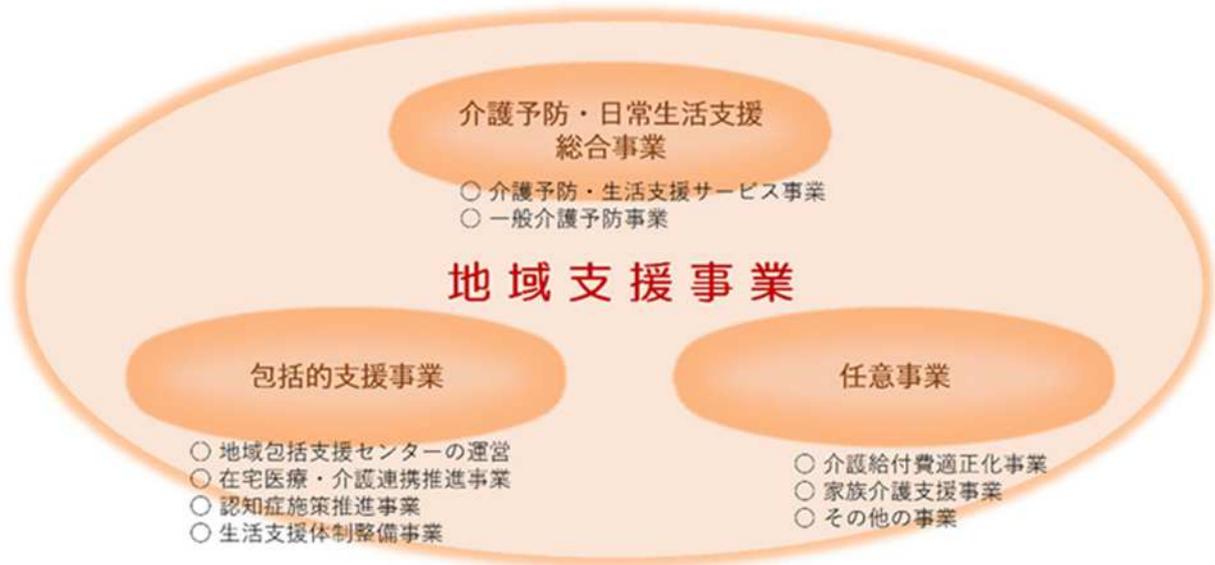
3 地域支援事業

「地域支援事業」は、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護等の状態になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。平成26年の介護保険法の改正により、それまでの「介護予防事業」または「介護予防・日常生活支援総合事業」に代わり、予防給付の一部のサービスを取り込んだ新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」が導入されるとともに、「包括的支援事業」についても、事業内容の充実が図られました。

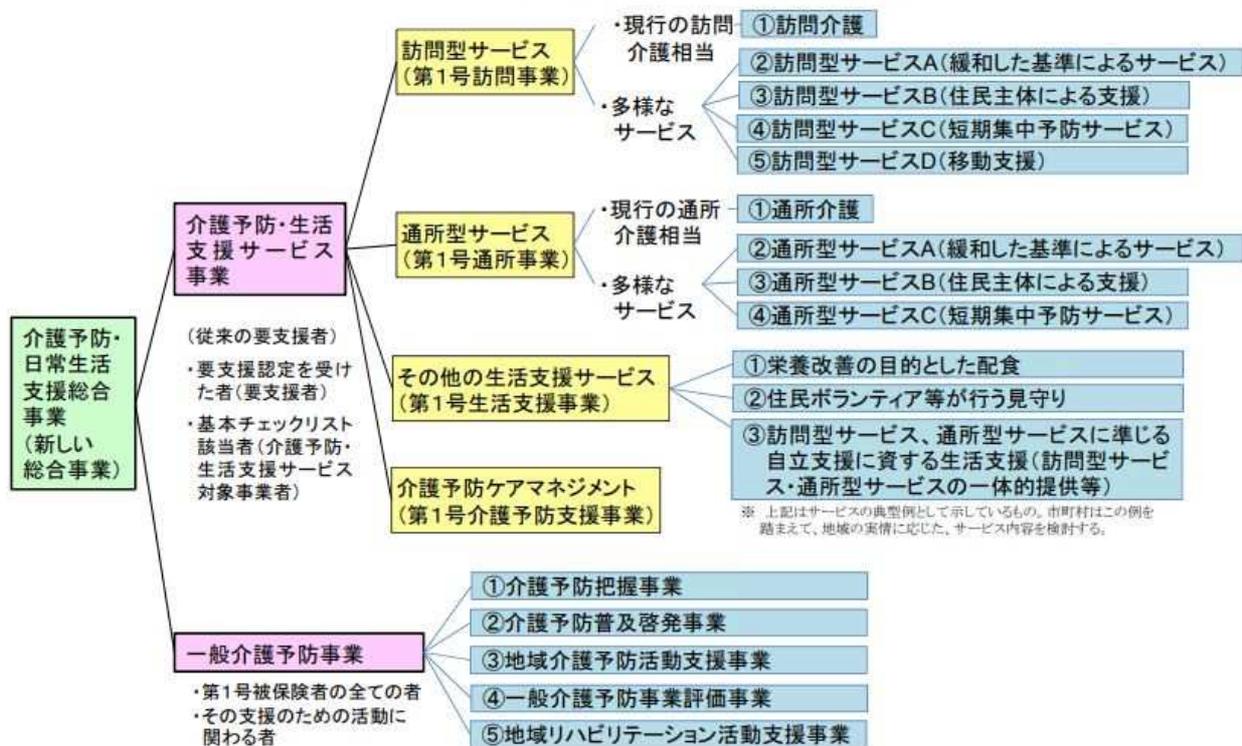
第9期計画期間現在では、地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」・「包括的支援事業」・「任意事業」から成り、その事業費は国や埼玉県、本市の負担(公費)と介護保険料が充てられることとなります。

また、「介護予防・日常生活支援総合事業」は、さらに「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

地域支援事業の全体像



介護予防・日常生活支援総合事業の構成



資料：厚生労働省

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

平成26年の介護保険法改正前の予防給付のうち、「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」については、全国一律の基準に基づく仕組みから、市町村の実情に応じた取り組みが可能な地域支援事業に移行されました。

これに伴い、各市町村では、既存の訪問介護・通所介護事業所によるサービス提供（現行相当サービス）に加えて、NPOや民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービスやミニデイサービス（基準緩和型サービス）、住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス（住民主体型サービス）、リハビリテーション専門職等が関与する教室（短期集中予防サービス）など、多様な事業を行うことができるようになりました。

本市では、平成28年3月から「現行相当サービス」、平成29年10月から「基準緩和型サービス」と「住民主体型サービス」、平成30年1月から「短期集中予防サービス」を開始しています。

【第9期計画期間中に本市が実施する事業】

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・現行相当サービス（訪問型・通所型）
 - ・基準緩和型サービス（訪問型・通所型）
 - ・住民主体型サービス（訪問型・通所型）
 - ・短期集中予防サービス（通所型）

②一般介護予防事業

「一般介護予防事業」は、リハビリテーション専門職を活用し、地域で自立支援に資する取り組みを推進するとともに、住民主体の「通いの場」を充実させて、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するものです。本市では、平成28年3月から「一般介護予防事業」を開始しています。

【第9期計画期間中に本市が実施する事業】

- 一般介護予防事業
 - ・介護予防リーダー養成講座
 - ・介護支援ボランティア制度
 - ・きらポ（越谷きらきらポイント）

(2) 包括的支援事業

本市では、高齢者が地域で安心して生活できるよう、各地域包括支援センターが地域における包括的支援の中心として、保健・医療・福祉に関する下記の事業を総合的に実施します。

①介護予防ケアマネジメント事業

高齢者本人の心身の状況や置かれている環境等に応じて、適切なサービスが包括的・効率的に提供されるよう、必要な援助を行います。

②総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、適切なサービス等の利用につなげます。

③権利擁護事業

適切なサービスにつながる方法が見つからないなど、困難な状況にある高齢者に、専門的・継続的な視点から、「成年後見制度」の利用促進、高齢者虐待の防止、消費者被害の防止等の支援を行います。

④包括的・継続的マネジメント支援事業

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域の関係機関等とのネットワークを構築するとともに、個々のケアマネジャーへの助言、指導等の後方支援を行います。

⑤地域ケア会議

高齢者個人への支援の充実のほか、地域課題の共有、地域づくり、資源開発、政策形成等につなげるため、市・地区・個別レベルの3層構造による会議を開催します。

⑥在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療と介護の連携拠点の充実により、医療機関と介護事業所等との連携強化を図ります。

⑦認知症施策の推進

各地域包括支援センターに配置している「認知症地域支援推進員」による相談業務や「認知症初期集中支援チーム」による早期診断・早期対応、「チームオレンジ」の設置等を通じて、認知症高齢者への支援の強化を図ります。

⑧生活支援サービスに関する体制の整備

日常生活圏域レベルでの「協議体」の設置や「生活支援コーディネーター」の配置を進め、地域の実情に即した生活支援サービスの体制の整備を図ります。

(3) 任意事業

「任意事業」は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、地域の実情に応じて市が独自に実施する事業です。

本市では、第9期計画期間中に、以下の事業を実施します。

【第9期計画期間中に本市が実施する事業】

○任意事業

- ・介護給付等費用適正化事業
- ・家族介護支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・介護サービス相談員派遣事業
- ・住宅改修支援事務等事業
- ・認知症サポーター養成事業
- ・地域自立生活支援事業

(4) 地域支援事業費の推計

第8期計画期間中の地域支援事業費の実績(見込み)は、次のとおりとなっています。

地域支援事業費の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費	986,414	1,021,509	1,086,080	3,094,003
介護予防・日常生活支援総合事業	569,775	598,373	642,860	1,811,008
包括的支援事業、任意事業	416,639	423,136	443,220	1,282,995

※令和3・4年度は決算額。令和5年度は推計値

※令和4年度から、一般会計で経理している事業費も含む

第9期計画期間中の地域支援事業費の見込みについては、第8期計画期間の実績を踏まえ、第9期計画での事業推進や高齢者人口の増加等を加味し、次のとおり推計します。

地域支援事業費の推計

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	1,196,003	1,257,674	1,306,246	3,759,923
介護予防・日常生活支援総合事業	686,709	734,006	782,372	2,203,087
包括的支援事業、任意事業	509,294	523,668	523,874	1,556,836

4 介護保険事業費の推計と介護保険料の設定

第1号被保険者の保険料(以下「保険料」という。)の推計は、本市の介護保険サービス水準とそれに伴うサービス利用量見込みに基づき、各サービスの給付費を計算するとともに、地域支援事業にかかる費用を加えて介護保険料でまかなうべき費用を算出し、さらに「介護給付準備基金」の取崩し額等を加味した上で、「保険料必要額」を算出します。

この「保険料必要額」から、保険料の収納率を踏まえた「保険料収納必要額」を算出し、その額を計画期間中の収納者数で割り、1人当たりの保険料を求めます。

(1) 給付費の推計

① 総給付費

第9期計画期間中の介護給付費及び予防給付費は次のとおりとなります。135ページから147ページで見込んだ各サービスの利用者数・回数(日数)とサービス料を基に算出しています。

介護給付にかかる給付費

(単位:千円)

サービスの種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
1 居宅サービス				
① 訪問介護	1,632,608	1,747,786	1,871,680	5,252,074
② 訪問入浴介護	157,829	174,271	195,667	527,767
③ 訪問看護	717,913	751,346	794,112	2,263,371
④ 訪問リハビリテーション	111,054	116,910	122,960	350,924
⑤ 居宅療養管理指導	569,064	595,307	629,137	1,793,508
⑥ 通所介護	2,739,248	3,001,307	3,315,774	9,056,329
⑦ 通所リハビリテーション	793,081	854,067	907,850	2,554,998
⑧ 短期入所生活介護	652,431	781,254	922,773	2,356,458
⑨ 短期入所療養介護	59,501	97,784	131,699	288,984
⑩ 特定施設入居者生活介護	2,605,211	2,853,656	3,052,200	8,511,067
⑪ 福祉用具貸与	862,099	889,063	926,871	2,678,033
⑫ 特定福祉用具販売	31,161	34,508	37,344	103,013
2 地域密着型サービス				
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	135,303	173,444	183,942	492,689
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	220,768	260,819	278,246	759,833
④ 小規模多機能型居宅介護	530,618	583,108	642,925	1,756,651
⑤ 認知症対応型共同生活介護	1,314,505	1,355,461	1,401,558	4,071,524
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	404,997	405,509	405,509	1,216,015
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	217,119	244,074	312,089	773,282
⑨ 地域密着型通所介護	819,230	896,633	988,076	2,703,939
3 住宅改修	76,276	78,560	82,227	237,063
4 居宅介護支援	1,259,195	1,351,640	1,402,786	4,013,621
5 施設サービス				
① 介護老人福祉施設	4,038,677	4,232,199	4,277,865	12,548,741
② 介護老人保健施設	2,638,232	2,720,322	2,802,995	8,161,549
③ 介護医療院	353,370	373,884	403,677	1,130,931
介護給付費計(小計④)	22,939,490	24,572,912	26,089,962	73,602,364

※千円単位、四捨五入のため、計が一致しない場合があります。

予防給付にかかる給付費

(単位:千円)

サービスの種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
1 介護予防サービス				
① 介護予防訪問入浴介護	1,665	1,749	1,831	5,245
② 介護予防訪問看護	60,455	63,617	65,886	189,958
③ 介護予防訪問リハビリテーション	19,748	21,118	21,616	62,482
④ 介護予防居宅療養管理指導	35,726	36,853	37,468	110,047
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	157,039	162,162	165,290	484,491
⑥ 介護予防短期入所生活介護	8,876	11,975	14,001	34,852
⑦ 介護予防短期入所療養介護	1,166	1,168	1,168	3,502
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	107,550	117,102	125,792	350,444
⑨ 介護予防福祉用具貸与	103,339	106,517	108,602	318,458
⑩ 介護予防特定福祉用具販売	9,286	10,137	10,432	29,855
2 地域密着型介護予防サービス				
① 介護予防認知症対応型通所介護	4,163	4,412	5,567	14,142
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	14,361	16,040	17,136	47,537
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	3,018	3,022	3,022	9,062
3 介護予防住宅改修	43,305	44,494	45,640	133,439
4 介護予防支援	89,578	92,320	94,130	276,028
予防給付費計(小計⑥)	659,275	692,686	717,581	2,069,542

※千円単位、四捨五入のため、計が一致しない場合があります。

総給付費(合計 ④+⑥)	23,598,765	25,265,598	26,807,543	75,671,906
---------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

②標準給付費及び地域支援事業費

総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額等を加えた標準給付費を算出します。

また、地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業にかかる給付費を積み上げて推計します。

これらを合計し、3年間に必要な給付費等の事業費を求めます。

標準給付費見込額

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	23,598,765	25,265,598	26,807,543	75,671,906
特定入所者介護サービス費等給付額	541,589	553,625	565,238	1,660,451
高額介護サービス費等給付額	599,120	637,768	676,651	1,913,539
高額医療合算介護サービス費等給付額	87,849	92,066	96,301	276,217
算定対象審査支払手数料 (審査支払手数料支払い件数)	16,557 (413,918件)	17,186 (429,647件)	17,805 (445,115件)	51,547 (1,288,680件)

※千円単位、四捨五入のため、計が一致しない場合があります。

標準給付費見込額	24,843,880	26,566,243	28,163,537	79,573,660
----------	------------	------------	------------	------------

地域支援事業費見込額

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	1,196,003	1,257,674	1,306,246	3,759,923

③第9期計画期間における給付費等事業費の合計

標準給付費と地域支援事業費を合計し、第9期計画期間における必要な額を算出します。

第9期計画期間における給付費等事業費の合計

(単位:千円)

標準給付見込額 + 地域支援事業費	26,039,882	27,823,918	29,469,784	83,333,583
-------------------	------------	------------	------------	------------

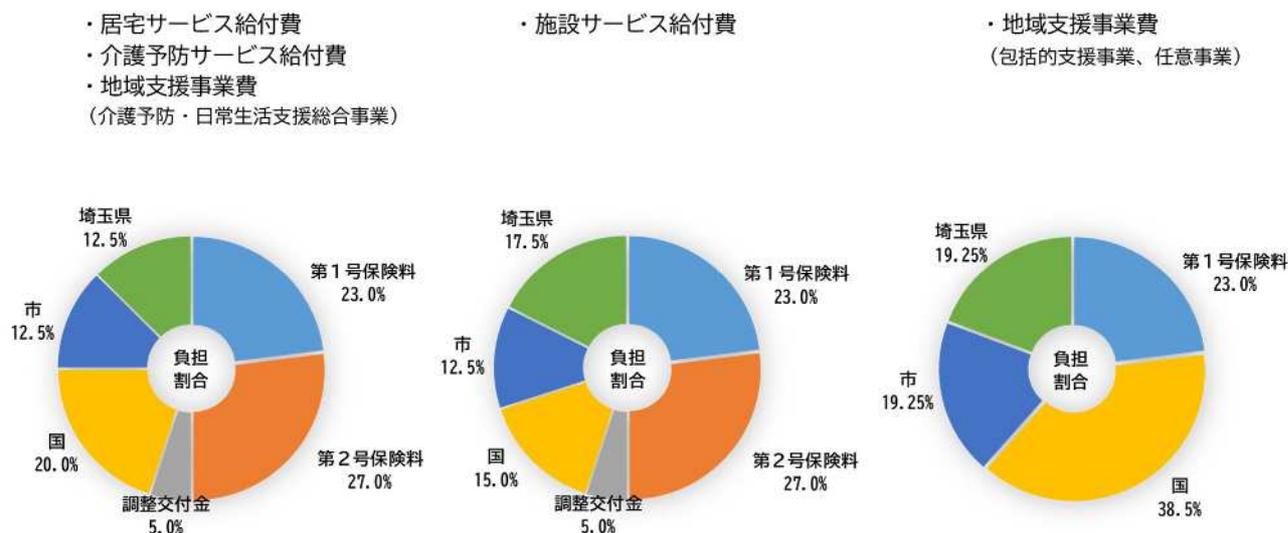
(2) 第1号被保険者の保険料負担額(保険料収納必要額)の算定

保険給付に要する費用の財源は、40歳以上の被保険者が負担する保険料と、国・都道府県・市町村が負担する公費でまかなわれ、保険料と公費の割合は原則として50%ずつとなっています。

その保険料負担分の内、介護保険サービス給付の財源及び地域支援事業の財源として、第9期計画期間の第1号被保険者の負担割合は23.0%になっています。

ただし、国の負担分のうち5%分は「財政調整交付金」(以下「調整交付金」という。)として、各市町村の後期高齢者比率や高齢者の所得状況の格差による第1号被保険者の負担能力を勘案して調整交付されることになっていますが、本市は全国平均よりも後期高齢者比率が低く、高齢者の所得水準が高いことから、調整交付金の交付率は5%を下回る見込みであり、その不足分は第1号被保険者の保険料でまかなうこととなります。

負担割合



このため、第1号被保険者の保険料でまかなうべき費用は、前述の3年間に必要な給付費等の事業費約833億円の28%(負担割合の23%+調整交付金分5%)で、約233億円となり、ここから、国から支給される調整交付金見込み額約24億円を除きます。

また、本市は、「介護保険給付費準備基金」(以下「準備基金」という。)を設置して、保険給付に要する費用が不足する場合に備えています。準備基金の額は、令和5年度末で約18億円となる見込みです。第9期計画期間において、第1号被保険者の保険料の上昇を抑制するため、この準備基金から約15億円を取り崩すこととし、最終的に保険料収納必要額は、約194億円となります。

(3) 第1号被保険者の保険料の設定

第1号被保険者の1人あたりの保険料(年額)は、所得状況により15段階の区分を設け、基準額を中心に0.285倍から2.8倍の金額で設定します。

このたびの保険料の設定にあたっては、国の保険料見直しの考え方(介護保険制度内での所得再分配機能の強化など)を踏まえ、以下のとおりとしています。

また、本市における各段階別人数(予測)は、次ページのとおりです。

所得段階別保険料の設定

所得段階	対象者	保険料率の設定
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.285
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.485
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.685
第4段階	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.9
第5段階	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える(基準額)	基準額×1.0
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.7
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.9
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.1
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.3
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上920万円未満	基準額×2.4
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が920万円以上1120万円未満	基準額×2.6
第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1120万円以上	基準額×2.8

各段階別の被保険者数の予測

所得段階	比 率	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
第1段階	17.1%	15,152人	15,166人	15,176人	45,494人
第2段階	7.5%	6,592人	6,598人	6,602人	19,792人
第3段階	6.5%	5,742人	5,747人	5,751人	17,240人
第4段階	13.2%	11,679人	11,690人	11,698人	35,067人
第5段階	13.0%	11,475人	11,486人	11,493人	34,454人
第6段階	13.7%	12,123人	12,134人	12,142人	36,399人
第7段階	14.9%	13,197人	13,209人	13,218人	39,624人
第8段階	6.8%	5,980人	5,986人	5,990人	17,956人
第9段階	2.8%	2,505人	2,507人	2,509人	7,521人
第10段階	1.3%	1,111人	1,112人	1,113人	3,336人
第11段階	0.6%	567人	568人	568人	1,703人
第12段階	0.4%	372人	373人	373人	1,118人
第13段階	0.6%	515人	515人	515人	1,545人
第14段階	0.4%	319人	319人	319人	957人
第15段階	1.2%	1,035人	1,036人	1,038人	3,109人
合 計	100.0%	88,364人	88,446人	88,505人	265,315人

各段階の被保険者数に保険料率(補正係数)を乗じて、補正後被保険者数を算出します。令和6年度から令和8年度の補正後被保険者数は274,464人となります。

補正後被保険者数

所得段階	軽減前 保険料率 (補正係数)	令和6年度		令和7年度		令和8年度		合 計	
		補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後
第1段階	0.455	15,152人	6,894人	15,166人	6,901人	15,176人	6,905人	45,494人	20,700人
第2段階	0.685	6,592人	4,516人	6,598人	4,520人	6,602人	4,522人	19,792人	13,558人
第3段階	0.69	5,742人	3,962人	5,747人	3,965人	5,751人	3,968人	17,240人	11,896人
第4段階	0.9	11,679人	10,511人	11,690人	10,521人	11,698人	10,528人	35,067人	31,560人
第5段階	1.0	11,475人	11,475人	11,486人	11,486人	11,493人	11,493人	34,454人	34,454人
第6段階	1.2	12,123人	14,548人	12,134人	14,561人	12,142人	14,570人	36,399人	43,679人
第7段階	1.3	13,197人	17,156人	13,209人	17,172人	13,218人	17,183人	39,624人	51,511人
第8段階	1.5	5,980人	8,970人	5,986人	8,979人	5,990人	8,985人	17,956人	26,934人
第9段階	1.7	2,505人	4,259人	2,507人	4,262人	2,509人	4,265人	7,521人	12,786人
第10段階	1.9	1,111人	2,111人	1,112人	2,113人	1,113人	2,115人	3,336人	6,338人
第11段階	2.1	567人	1,191人	568人	1,193人	568人	1,193人	1,703人	3,576人
第12段階	2.3	372人	856人	373人	858人	373人	858人	1,118人	2,571人
第13段階	2.4	515人	1,236人	515人	1,236人	515人	1,236人	1,545人	3,708人
第14段階	2.6	319人	829人	319人	829人	319人	829人	957人	2,488人
第15段階	2.8	1,035人	2,898人	1,036人	2,901人	1,038人	2,906人	3,109人	8,705人
合 計	—	88,364人	91,412人	88,446人	91,497人	88,505人	91,556人	265,315人	274,464人

※四捨五入の関係で合計と内訳の合計値が一致しない場合がある。

※補正後被保険者数は各段階の補正前被保険者数に保険料率(補正係数)を乗じて算出。

※この表の第1段階から第3段階までの保険料率は、公費を投入して保険料軽減を行う前の割合となっている。

保険料基準額(1人あたり年額)は、保険料収納必要額(約194億円)を収納者数(補正後被保険者数に収納率98%を乗じて算出した人数)の令和6年度から令和8年度の合計(268,975人)で除して算出します。

第9期計画期間の本市における保険料基準額は、72,000円となります。この保険料基準額72,000円を、所得段階ごとの保険料率設定にあてはめると、各所得段階の保険料は次ページのようになります。

所得段階別保険料

所得段階	保険料率の設定	1人あたりの保険料年額	(参考)保険料月額
第1段階	保険料基準額×0.285	20,520円	1,710円
第2段階	保険料基準額×0.485	34,920円	2,910円
第3段階	保険料基準額×0.685	49,320円	4,110円
第4段階	保険料基準額×0.9	64,800円	5,400円
第5段階	保険料基準額×1.0	72,000円	6,000円
第6段階	保険料基準額×1.2	86,400円	7,200円
第7段階	保険料基準額×1.3	93,600円	7,800円
第8段階	保険料基準額×1.5	108,000円	9,000円
第9段階	保険料基準額×1.7	122,400円	10,200円
第10段階	保険料基準額×1.9	136,800円	11,400円
第11段階	保険料基準額×2.1	151,200円	12,600円
第12段階	保険料基準額×2.3	165,600円	13,800円
第13段階	保険料基準額×2.4	172,800円	14,400円
第14段階	保険料基準額×2.6	187,200円	15,600円
第15段階	保険料基準額×2.8	201,600円	16,800円

全国的に介護保険の保険料基準額(1人あたり月額)は、高齢者の増加とともに、介護保険サービスを利用する人が増加するため、期を重ねるごとに上昇しています。

本市においても、平成12年度の介護保険制度開始時には2,708円でしたが、第9期計画では、6,000円となっています。団塊の世代が75歳を迎える令和7年(2025年)が計画期間に入る第9期計画では、後期高齢者の増加率が高い水準になると予測され、今後も増加する見込みであることから、介護保険サービスに対する需要は増し、保険料も上昇することが想定されます。